

お知らせ

6月分からの児童手当は、平成19年分所得が審査基準となります。前回の認定請求時に所得制限を超えたために認定請求却下になった人で、支給対象になると思われる人は、5月30日(金)までに認定請求してください。

支給月額
《3歳未満》一律1万円
《3歳以上》第1・2子 5千円
第3子以降 1万円
※3歳以上とは3歳になった月の翌月からをいいます。

所得制限で児童手当を受けていない人へ
児童手当の認定請求は5月31日までに

所得割 50% (所得)
均等割 35% (加入者数)
平等割 15% (世帯総数)

《資産割を廃止し、3つで算出》
国保料を算定していた4つの保険料率のうち「資産割」については、資産の有無で保険料の負担格差を設けることは適当でないため、平成20年度から廃止を決定しました。これにより、今後の保険料率は、次の割合で算定することになります。

国保料の保険料率が変わります

「資産割の廃止と後期高齢者支援分の増で」

《後期高齢者支援分を負担》
後期高齢者医療制度にかかる医療費は、75歳以上の人の保険料と公費のほかに、国民健康保険、社会保険等に加入されている75歳未満の人からの支援金で賄われます。このため国民健康保険に加入されている人からは、医療分と介護分に加え、「支援分(後期高齢者支援金としての保険料)」を合算して算定することになります。

お問合せは、税務課市民税・国保料グループ(☎6508)へ。

お知らせ

固定資産税の新たな軽減措置

「ポイント」は環境！対象は省エネ改修＆200年住宅」

《省エネ改修は1/3軽減》

《長期優良住宅は1/2軽減》

【対象】
平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、平成23年3月31日までに省エネ改修工事(工事費30万以上)を施工したものの(居住部分120㎡が限度)
【軽減率】
1/3(翌年度分のみ)
※バリアフリーの減額措置との併用は可能
【必要書類】
建築士等による証明書

【対象】
長期優良住宅の普及促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に長期優良住宅の認定基準を満たし、行政庁の認定のもと新築された住宅(居住部分120㎡が限度)
【軽減率】
1/2(5年度分(中高層耐火建築物は7年度分))

※省エネ改修工事とは、窓の改修や床・天井・壁の断熱改修などの部分的な工事が現行の省エネ基準を満たすものを言います。

※長期優良住宅(200年住宅)とは、構造・設備の点で長期使用に適した住宅で、腐食等の防止、耐震性の確保、バリアフリー性能、省エネ性能などについて、国の基準を満たしている住宅。また、構造や維持保全の変更の容易性も兼ね備えていること。



平成20年5月中旬頃に、固定資産税の通知書を送付いたします。

※なお、引き続き住宅の耐震改修・バリアフリー改修に関する軽減も受け付けています。軽減措置を受けられる人は、工事完了後3か月以内に市税務課へ申告してください。

お問合せは、税務課資産税グループ(☎6523)へ。

国民年金から ～学生納付特例制度と窓口での領収廃止～

学生納付特例は毎年手続きが必要

学生本人の前年所得が一定水準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予される特例制度があります。

承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」や、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給に必要な期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

《対象者》大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在籍する20歳以上の学生

《承認期間》原則4月～翌年3月

《申請窓口》市保険医療課、各支所市民福祉課

《必要書類》年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証の写し

※代理申請(家族含む)の場合は代理人の身分証明書

※学生納付特例は毎年手続きが必要です。昨年度申請された方も再度手続きが必要です。

お問合せは、彦根社会保険事務所(☎0749-23-1114)へ。

窓口での保険料の領収を廃止

社会保険庁では、郵便局や金融機関での納付のほか、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードによる納付の導入により納めやすい環境づくりが進んだこと、また、国民年金保険料の不適切な取扱いの再発防止の一環として、平成20年5月より、社会保険事務所の窓口での国民年金保険料の領収を原則廃止します。

なお、社会保険事務所から国民年金保険料の督促をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口等での納付を受け付けます。



次の①②に該当する人が、平成20年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・2輪の小型自動車をお持ちの場合、軽自動車税の免除が受けられます。

ただし、適用は1人につき1台のため、普通自動車などをお持ちで自動車税の免除を受けられている場合は、軽自動車税の免除対象にはなりません。

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしゅうがいの程度が一定以上の本人

②①の人と生計をともにする人や②の場合、①の人が戦傷病者や満18歳以上の身体しょうがい者の場合などは、免除対象にならない場合があります。

このほかに、所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前にお問い合せください。

なお、減免申請書の提出は、5月26日(月)までお願いいたします。

お問合せは、税務課市民税・国保料グループ(☎6508)へ。

軽自動車税の減免申請受付中

「受付期限は、5月26日(月)まで」

休日納税相談

納期限までに市税や国民健康保険料を収めることができないので、なんとかしたいなど、納付に関する相談を受けつけます。

相談日時 5月11日(日)13時～16時
相談場所 本庁別館1階 滞納整理課
持ち物 印鑑

その他 ポルトガル語通訳あり
お問合せは、滞納整理課(☎6517)へ。

Consulta sobre pagamento do imposto em domingo

Consulta gratuita para aqueles que têm dificuldade no pagamento do Imposto Municipal e Provincial e taxa do Seguro Nacional de Saúde até o prazo.
Data :11 de maio (Dom.) 13~16hs
Local :1º andar do prédio anexo da prefeitura, Tainou Seiri-ka
É necessário trazer carimbo.
Com atendimento em português
Informações: Tainou Seiri-ka (65-6517)